

千葉県報

号外
令和6年8月23日

号外第46号

千葉県報

令和6年8月23日(金曜日)

主要目次

- 規則 千葉県組織規程の一部を改正する規則
- 訓令 千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令

規則

千葉県組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。
令和六年八月二十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

訓令

千葉県組織規程の一部を改正する規則
千葉県組織規程(昭和三十二年千葉県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。
第十五条道路整備課の部第六号中「都市計画道路事業(」の下に「国の機関、都道府県又は市町村が施行する事業に限り、」を加える。
附則
この規則は、公布の日から施行する。

訓令

令

千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和六年八月二十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県訓令第九号

本庁
出先機関

千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令

千葉県事務決裁規程(昭和三十一年千葉県訓令第十号)の一部を次のように改正する。
別表第一道路計画課の項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。
三 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の施行に関すること(都市計画道路(都市計画決定に関するものを除く。)に係るもの(道路整備課において所掌するものを除く。)に限る。)

イ 第五十九条第四

項の規定による認可に関すること。

ロ 第五十九条第五

項及び第六項の規定による意見の聴取に関すること。

ハ 第六十二条第一

項の規定による告示及び送付に関すること。

ニ 第六十五条第一

項の規定による許可に関すること。

ヘ 第六十五条第二

項の規定による意見の聴取に関すること。

コ 第六十七条第一

項の規定による許可に関すること。

別表第一道路整備課の項第一号部長専決事項の欄へ中「第四十七条の四」を「第四十七条の十四」に改め、同項第三号部長専決事項の欄口中「第九条」を「第十八条」に改め、同項第四号中「(昭和四十三年法律第百号)」を削り、「都市計画道路事業(」の下に「国の機関、都道府県又は市町村が施行する事業に限り、」を加え、同号部長専決事項の欄口中「第五項及び」を削る。

附則

この訓令は、公示の日から施行する。

購読料

本号

一部

六円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八